

平成25年(し)第51号

決 定

申 立 人 片 岡 健

上記の者からの保管記録閲覧請求につき、平成25年1月21日広島地方裁判所
がした準抗告棄却決定に対し、特別抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次の
とおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であ
って、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文の
とおり決定する。

平成25年2月7日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 金 築 誠 志

裁判官 横 田 尤 孝

裁判官 白 木 勇

裁判官 山 浦 善 樹

これは謄本である。

平成25年2月7日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 澤 田 哲 也

